

2 1 川 監 公 第 7 号

平成 2 1 年 7 月 2 7 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日付け 2 0 川監公第 1 1 号で公表した定期監査、同日付け 2 0 川監公第 1 2 号で公表した財政援助団体等監査及び同日付け 2 0 川監公第 1 3 号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

21川総行革第77号

平成21年6月29日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成20年12月10日付け20川監報第11号で報告のありました定期監査（工事監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

コンクリート打設の単価設定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

入江崎水処理センター改築建築その1工事は、同センター西系再構築施設（鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建、延べ床面積15,430.17㎡）を建築するものである。

そのうち、コンクリートポンプ車を用いてコンクリート打設を行う単価についてみたところ、北側スロープの基礎部分は設定すべき単価の95倍で積算していた。

そのため、積算額約592万円が過大なものとなっていた。

コンクリート打設の単価設定を適正に行われたい。

(建設局下水道部)

[措置内容]

再発防止に向け関係職員に対し、工事契約にあたっては、適正な単価設定により積算するよう徹底を図り周知しました。

なお、過大な積算額による契約につきましては、適正な価格により変更契約を締結いたしました。